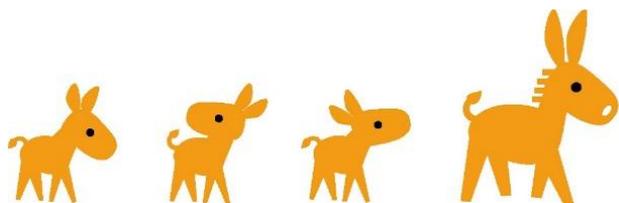


広島市の認知症施策について

令和8年2月13日(金)
広島市健康福祉局高齢福祉部
地域包括ケア推進課



広島市の現状

(R7年9月末現在)

人口に占める高齢者数の割合



高齢者人口 31万1,707人

➔ 高齢者の割合 26.7%

要支援・要介護認定者数に占める認知症高齢者数

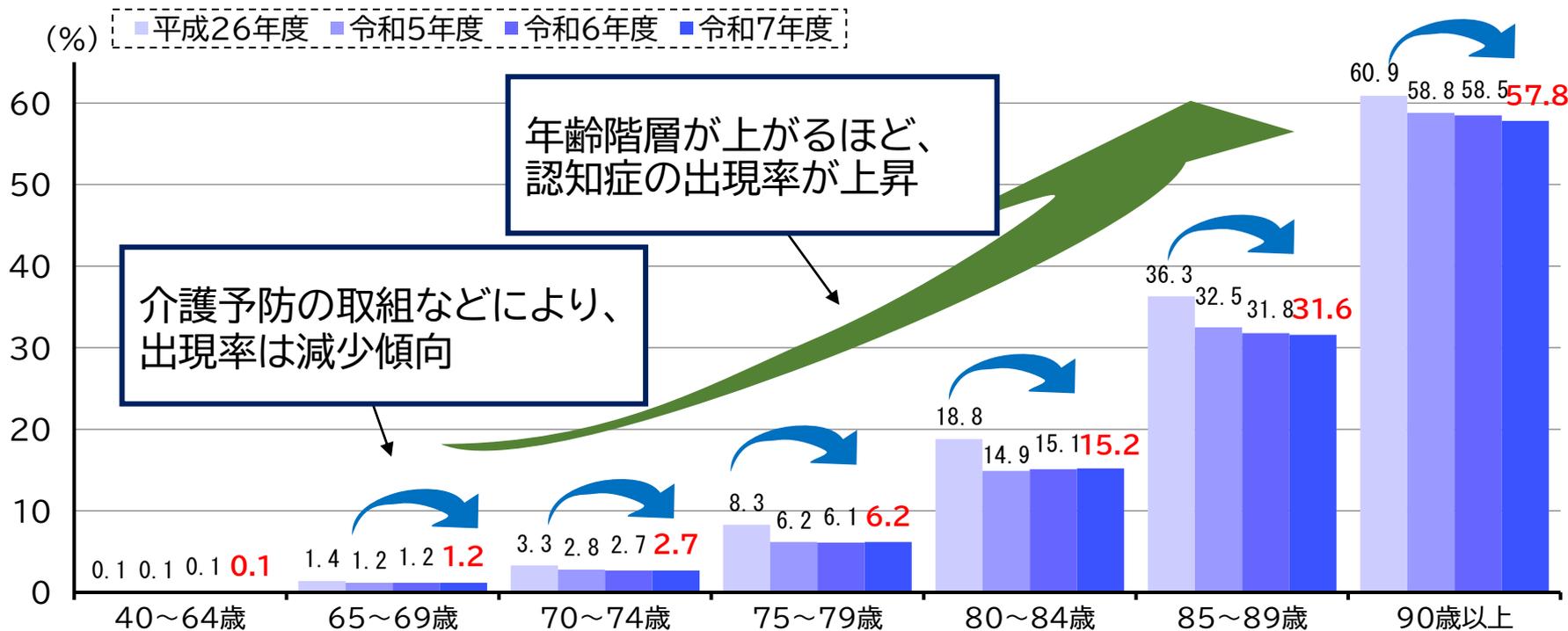


認知症高齢者数 3万8,824人

➔ 高齢者の 8人に1人

広島市の年齢階層別の認知症出現率

※ 各年度9月末現在



【令和7年9月末現在】

区分	40～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	合計
人口	407,756人	62,210人	65,556人	75,097人	53,309人	32,421人	23,114人	719,463人
認知症の人の数	483人	724人	1,781人	4,625人	8,102人	10,229人	13,363人	39,307人
出現率	0.1%	1.2%	2.7%	6.2%	15.2%	31.6%	57.8%	5.5%

※ 認知症の人の数は、要介護認定のうち、日常生活自立度Ⅱa以上の人数

出典：広島市作成

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の概要

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が、令和6年1月1日に施行された。

目的

認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会である共生社会の実現を推進すること。

国民の責務

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

基本的施策

- ①認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥相談体制の整備等
- ⑦研究等の推進等
- ⑧認知症の予防等

認知症施策推進基本計画(概要)

令和6年12月3日閣議決定

基本的な方向性

- ・ 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
- ・ 認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」に基づき施策を推進する。

- ① 「新しい認知症観」に立つ、② 自分ごととして考える、③ 認知症の人等の参画・対話、④ 多様な主体の連携・協働

【新しい認知症観】

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできることややりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間などつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方

基本的施策

- ・ 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。

重点目標

- ・ 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：

- ① 「新しい認知症観」の理解、② 認知症の人の意思の尊重、③ 認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④ 新たな知見や技術の活用

第9期広島市高齢者施策推進プラン(令和6年度～令和8年度)

- ・ 高齢者施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な実施を図るため、市町村が定める法定計画
- ・ 高齢者に関する各種施策のほか、介護サービス量や介護保険料の見込みなどを定めたもの

目標

高齢者全体の増加、とりわけ年齢階層の高い高齢者層の増加など更なる高齢化の進展を見据えた地域包括ケアシステムの充実

重点施策

I 健康づくりと介護予防の促進

II 見守り支え合う地域づくりの推進

III 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進

IV 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進

V 認知症施策の推進



参考: 第9期広島市高齢者施策推進プランは、広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp>) のページ番号【1015431】に掲載。

重点施策Ⅴ 認知症施策の推進

1 取組方針

- ・ 令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等を踏まえ、認知症の人が自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指す。
- ・ 早期発見・早期診断・早期対応をはじめ症状・容態に応じた適切な医療・介護サービスを提供するとともに、認知症の人と家族等を支える取組や認知症の人に関する正しい理解を深めるための普及啓発活動など、認知症の人と家族等にやさしい地域づくりに向けて施策を総合的かつ体系的に推進する。

2 取組項目

- ① 認知症の人に関する理解の増進と本人発信支援
- ② 認知症の容態に応じた切れ目のない良質な医療・介護の提供
- ③ 若年性認知症の人への支援
- ④ 認知症の人と家族等に対する生活支援・地域支援の充実
- ⑤ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

取組項目1 認知症の人に関する理解の増進と本人発信支援

① 地域において認知症の人への理解者・支援者となる「認知症サポーター」を増やす取組

認知症サポーターとは

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族等を温かく見守る応援者

- ・ 認知症サポーター養成講座は、認知症アドバイザーが講師となり、概ね1～2時間程度、認知症の主な症状・関わり方や認知症の人と接するときの心構えなどを説明
- ・ 5人以上集まれば開催可能
- ・ 開催や受講に関する相談は、地域包括支援センターや区地域支えあい課で受け付け

令和7年3月末時点
広島市の認知症サポーター養成数

16万8,779人(累計)
(1年間で15,167人増加)



講座を受講した方には、認知症の人を応援する目印として「認知症サポーターカード」を配付

取組項目2 認知症の容態に応じた切れ目のない 良質な医療・介護の提供

① 「認知症ケアパス(認知症あんしんガイドブック)」の充実・普及

認知症ケアパスとは

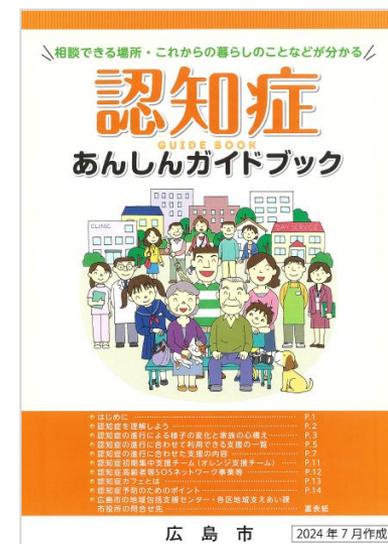
「認知症の状態に応じた適切なサービスの流れ」のことで、認知症を発症したときから、症状が進行していく中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、標準的な流れを示したパンフレット

➡ 地域包括支援センターや各区地域支えあい課等で配布

【掲載内容】

- ・ 認知症の種類と特徴
- ・ 認知症予防のためのポイント
- ・ 認知症の方の様子の変化と家族の心構え
- ・ 認知症の進行に合わせて利用できる支援の一覧
- ・ 認知症の進行に合わせて受けられる支援の内容
- ・ 広島市内の地域包括支援センター等の連絡先

※各区の認知症医療・介護資源等をまとめた別冊も作成



取組項目2 認知症の容態に応じた切れ目のない 良質な医療・介護の提供

② 「認知症初期集中支援チーム」による支援



認知症初期集中支援チームとは

認知症サポート医、医療・介護の専門職(看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等)で構成する認知症の支援チーム

【対象者】

40歳以上で、自宅で生活をしており、認知症の症状などで困っている人

【支援内容】

- ・ 認知症の人や疑いのある人、又はその家族を訪問し、認知症についての困りごとや心配なことを確認
- ・ その上で、適切な医療や介護サービス利用につなげるための初期支援を集中的に実施(最長6か月)。また、症状に合った対応のアドバイスなども実施

認知症に関する困りごとなどがあれば、まずは地域包括支援センターへ



取組項目2 認知症の容態に応じた切れ目のない 良質な医療・介護の提供

③ 認知症疾患医療センターによる認知症の専門医療相談、鑑別診断等の実施

認知症疾患医療センターとは

認知症の専門医療相談や鑑別診断、行動心理症状(BPSD)や身体合併症に対する急性期治療を行う機関(市内に3か所設置)



- ・広島市西部認知症疾患医療センター(医療法人社団更生会 ころろホスピタル草津)
- ・広島市東部認知症疾患医療センター(医療法人せのがわ 瀬野川病院)
- ・広島市北部認知症疾患医療センター(地方独立行政法人広島市立病院機構
広島市立北部医療センター安佐市民病院)

◎ このほか、認知症かかりつけ医や認知症サポート医に対して、フォローアップ研修などを行い、地域の認知症医療体制を充実

認知症かかりつけ医	・「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の修了者 ・身近な「かかりつけ医」として、認知症の発症初期からの治療や家族からの相談に対応
認知症サポート医	・かかりつけ医の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役 ・専門医療機関や地域包括支援センター等との連携を推進

取組項目3 若年性認知症の人への支援

若年性認知症とは

64歳以下で発症する認知症の総称

※ 働き盛りの世代で認知症を発症するため、本人や家族、職場に様々な問題が生じ、相談支援体制の充実が必要

- ① 認知症地域支援推進員(各区に1名ずつ配置)による本人や家族等への相談対応や相談会開催
- ② 市民や職域に対する若年性認知症に関する正しい知識の普及啓発や医療・介護従事者等に対する研修会の開催



取組項目4 認知症の人と家族等に対する生活支援・地域支援の充実

① 認知症サポーターが地域で認知症の人と家族等を支える活動を実践するための支援

認知症サポーターステップアップ講座の開催

認知症高齢者等の見守り活動や認知症カフェのボランティアなど、地域において実際に認知症の人と家族等を支える活動に取り組む市民を増やすための実践的な講座



≪講座カリキュラム例≫

- 1課程目: 講義「認知症の理解を深める」、グループワーク
- 2課程目: 認知症カフェや施設の見学を通じて対応の実際を学ぶ
- 3課程目: グループワーク「認知症サポーターとして地域でできること」

認知症サポーターステップアップ講座修了者名簿の登録者数

2,142人(令和7年3月末現在)

取組項目4 認知症の人と家族等に対する生活支援・地域支援の充実

② 認知症カフェの普及・活動支援

認知症カフェとは

認知症の人と家族等、地域の人、医療・介護・福祉の専門職など、認知症に色々な形で関わる人たちが気軽に集まり、認知症への正しい理解を深めながら、安心して過ごすことのできる場

【参加者】

認知症の人と家族等、認知症についてもっと知りたい人など、どなたでも参加可能

【開催頻度】

1か月に1回程度、定期的で開催しており、出入りも自由

【開催場所】

デイサービスや古民家・喫茶店など、地域の中の気軽に立ち寄れる場所で開催

【内容】

お茶を片手にのんびりおしゃべり、専門職による認知症に関する相談や助言、情報交換など、認知症カフェによって様々な取組・行事を実施

取組項目4 認知症の人と家族等に対する生活支援・地域支援の充実

③ 認知症高齢者等SOSネットワークの運営

行方不明者情報の共有、道に迷うおそれのある認知症高齢者等の事前登録など行うSOSネットワークを区単位で運営し、検索願が出された認知症高齢者等の早期発見・保護など警察の捜索に協力

④ 認知症高齢者等保護情報共有サービス ～どこシル伝言板～

身元不明者として保護された場合に、発見者がQRコードを読み取ることで、発見者と家族等が対象者の安否情報等をインターネット上で共有し、身元確認や家族への引き渡しを円滑に実施



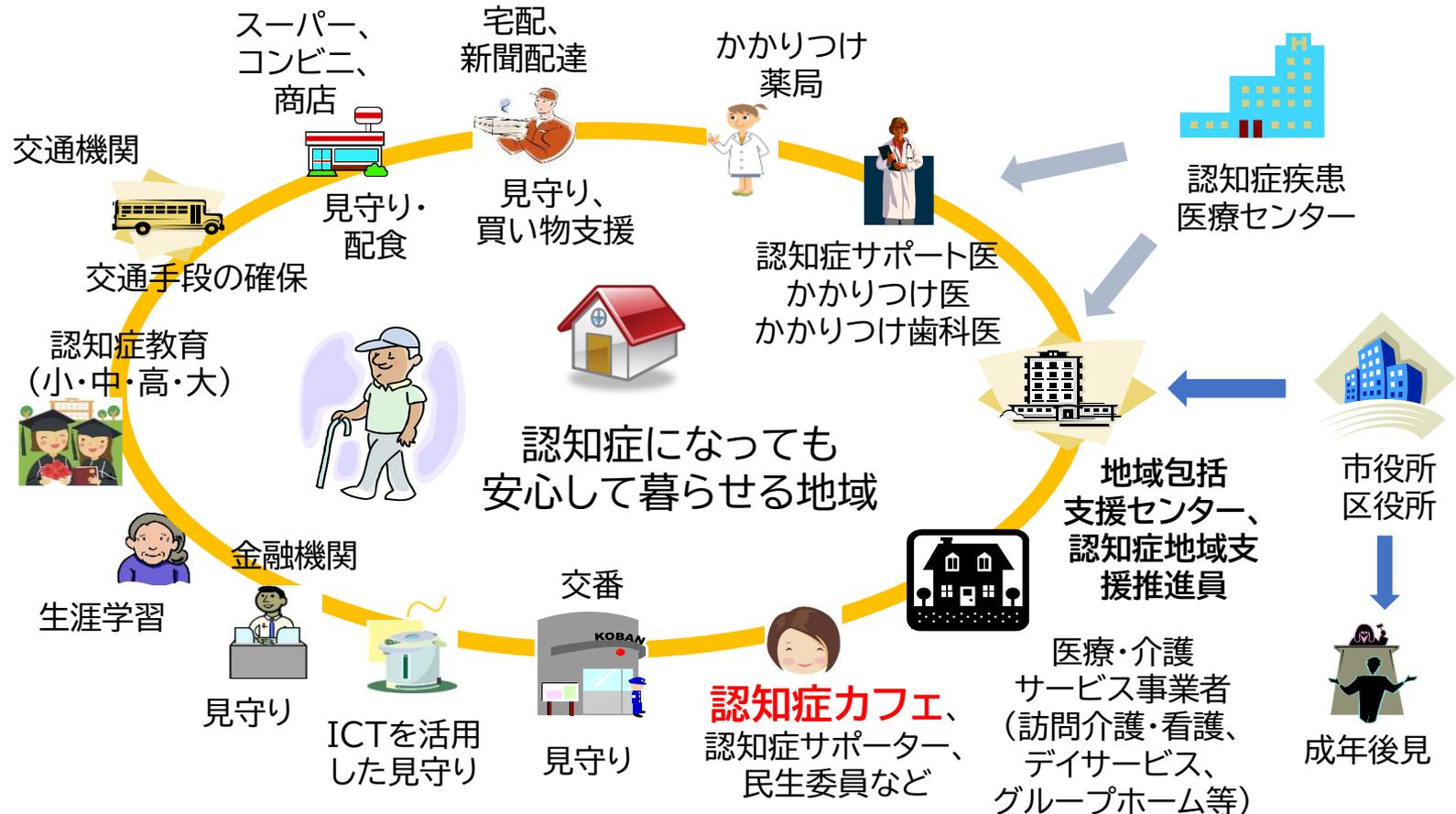
サービスの利用申請は各区地域支えあい課へ



社会全体で認知症の人を支える

社会全体で認知症の人を支えるため、医療・介護サービスに加え、地域の自助・共助を最大限活用することが必要

【イメージ】地域では多様な主体・機関の連携が必要



ありがとうございました。

